

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

高齢の方、障害のある方等が居住する既存住宅のバリアフリー改修を支援するため、既存住宅に対して一定のバリアフリー改修を行った場合、必要書類を添付し申告すれば、固定資産税が減額されます。

1 対象要件

(1) 工事期間

平成28年4月1日から令和6年3月31日の間に行われたバリアフリー改修工事

(2) 住宅の要件

- ・新築された日から10年以上経過した住宅（居住用）
- ・賃貸住宅でないもの
- ・延床面積が280平方メートルであるもの

(3) 居住者要件

次のいずれかの方が居住する既存住宅

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けた方
- ・障害のある方（**障害者手帳をお持ちの方**）

(4) 対象となるバリアフリー改修工事

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のもの

- | | |
|-----------|------------|
| ・廊下の拡幅 | ・階段の勾配緩和 |
| ・浴室の改良 | ・トイレの改良 |
| ・手すり取付け | ・床の段差解消 |
| ・引き戸への取替え | ・床表面の滑り止め化 |

2 軽減の内容・範囲

(1) 軽減内容

工事完了時の翌年度の固定資産税が3分の1減額されます。

(2) 軽減される範囲

1戸あたり100平方メートルに相当する部分

3 減額を受けるための手続き

軽減を受けようとする対象住宅所有者は、「バリアフリー改修に伴う住宅軽減申告書」に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付の上、改修後3カ月以内に税務課（市役所榛原庁舎3階）まで提出してください。

添付書類

- ・領収書の写し
- ・工事明細書の写し（建築士、登録性能評価機関等による証明で代替可）
- ・改修箇所の図面・工事写真（改修前・改修後）
- ・その他補助金等の明細の写し
- ・介護を受けている方や障害がある方であることがわかる書類
- ・バリアフリー改修に伴う住宅軽減申告書